

上原記念生命科学財団
2023年度 研究奨励金 募集要項

<p>1. 助成対象課題</p>	<p>健康の増進、疾病の予防および治療に関連する以下の諸領域の研究</p> <p>【生命科学部門】</p> <p>(A) 領域 東洋医学、体力医学、社会医学、栄養学、薬学一般</p> <p>(B) 領域 基礎医学（上記以外）</p> <p>(C) 領域 臨床医学（ 〃 ）</p> <p>【生命科学と他分野との融合部門】</p> <p>(D) 領域 生命科学と情報学、工学、材料学などとの融合</p>
<p>2. 助成対象者</p>	<p>前項に掲げた研究に意欲的に従事する日本在住の若手研究者で、1986年4月1日以降出生の者（但し医学部等6年制の学部卒業者は1984年4月1日以降出生の者）</p> <p>なお、以下の者は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年度の研究助成金、研究奨励金、研究推進特別奨励金受領者 ・大学院生（日本学術振興会のDC1、DC2の者も含む） ・民間企業に所属する研究者
<p>3. 助成金額 および件数</p>	<p>1件200万円、総助成件数は90件の予定。</p>
<p>4. 推薦者</p>	<p>原則として申請者の在籍している機関からの推薦とし、「1. 助成対象課題」における</p> <p>【生命科学部門】において、1推薦者につき1件、</p> <p>【生命科学と他分野との融合部門】において、1推薦者につき1件とする。</p> <p>※同一研究室から同じテーマで研究助成金、研究推進特別奨励金の同時申請は認めない。</p> <p>(1) 大学関係</p> <p>総合大学：大学院研究科長（または学部長）</p> <p>（注1）同一の研究科、学部の場合はいずれか1件の推薦とする。</p> <p>（注2）大学附属病院に所属の場合、原則医学研究科長（医学部長）の推薦とする。</p> <p>単科大学：学長</p> <p>財団が承認した大学附置研究所等：代表責任者</p> <p>大学共通組織（研究センター、研究施設等）：学長</p> <p>ただし、医学研究科および薬学研究科の【生命科学部門】においては次の通りとする。</p> <p>※【生命科学と他分野との融合部門】については、上記の通り1推薦者につき1件</p> <p>●医学研究科（医学部）に在籍している場合</p> <p>【生命科学部門】において、1推薦者につき、基礎医学部門所属の研究者1件、臨床医学部門所属の研究者（大学・学部附属病院を含む）1件の計2件とする。</p> <p>（注）基礎部門のみ又は臨床部門のみ2件となる申請は認めない。</p> <p>●薬学研究科（薬学部）に在籍している場合</p> <p>【生命科学部門】において、1推薦者につき、健康科学系・生物系^{*1}の研究者1件、化学系^{*2}の研究者1件の計2件とする。</p> <p>（注）健康科学系・生物系のみ又は化学系のみ2件となる申請は認めない。</p> <p>※1健康科学系・生物系：「専門分野一覧表」のA101～A199、B101～B999、C101～C299</p> <p>※2化学系：「専門分野一覧表」のA201～A299</p> <p>(2) 大学以外の研究機関：当財団が承認した研究機関の代表責任者</p>

5. 応募方法	当財団ホームページ (https://www.ueharazaidan.or.jp) の助成金 Web 申請のページより応募する。
6. 応募締切日	2023年9月4日(月)
7. 選考方法	当財団選考委員会において選考し、理事会で決定する。なお、採否の理由については一切開示しない。
8. 採否の通知	2023年12月13日(予定)に採択者をホームページに掲載の上、採択通知を郵送する。
9. 助成金の使途	研究に要する物品の購入費用およびその研究の推進に必要な費用とする。 注) 当財団からの助成金は全額を研究費に充てていただく方針のため、所属機関へ支払う 間接経費/オーバーヘッドに関しては所属機関内で免除手続等を行うこと。
10. 助成金の交付	2024年1月～3月の間とする。但し、その贈呈式は2024年3月11日に行う。
11. 助成期間	助成金交付から2025年4月30日までとする。 なお、期間終了時に未使用額があった場合は、原則財団へ返金すること。
12. 報告の義務	(1) 2025年4月30日までに、収支決算報告書および研究経過報告書を当財団に提出する。 なお、研究経過報告は当財団刊行の研究報告集に掲載する。 (2) 本研究の成果を公表する場合は、「上原記念生命科学財団(英文の場合は“The Uehara Memorial Foundation)」の助成による旨を明らかにする。また、刊行物に掲載した場合は、その写を当財団に提出する。
13. その他	(1) 申請書に記載の個人情報は、選考手続・選考委員への提供、選考結果の連絡および公表、当財団事業等の案内に利用することがある。但し、利用は目的の達成に必要な範囲で行う。 (2) 当財団は研究助成金受領者の研究経過報告書を、研究報告集として印刷物および電子データ、当財団ホームページ、その他の方法をもって公表することができる。 また、公益に資すると思われる公共のデータベースサービスに登録することもできる。 (3) 虚偽の申請や報告を行った場合、或いは、受領した助成金によって実施された研究に関して不正行為があった場合には、助成金の返金を求めることがある。